

正規雇用者の動向について

＜ポイント＞

1. 前号（NO. 1258）及び前々号（NO. 1257）では、感染症による女性雇用への影響を分析したが、今回は、2015年以降増加を続け、2020年についても増加している女性と男性の正規化の動向（図1）について分析し、比較する。
2. まず女性についてみると、正規雇用者の増加は、35-54歳、25-34歳が牽引している（図2）。他方、非正規雇用者の前年差をみると、25-34歳は2015年以降減少、35-54歳は18年までは増加していたものの、19年以降は減少に転じている（図3）。また、非労働力人口の前年差をみると、25-34歳は一貫して減少し、35-54歳についても19年までは大幅な減少が続いていることから、全期間を通じ、この年齢層の労働参加が進んでいることがわかる（図4）。また、正規雇用者比率でも25-54歳で上昇していることが確認でき（図5）、以上を総合すると、女性については、労働参加率が上昇しているなかで、正規化が進展している。
3. 次に、男性についてみると、正規雇用者の前年差は2017年以降、55-64歳の層で大幅な増加が続く一方で（図6）、同年齢層の非正規雇用者は2015年以降減少している（図7）。同年齢層では、非労働力人口の前年差も一貫して減少し（図8）、正規雇用者比率も上昇していることから（図9）、労働参加の拡大と正規化が進展している。更に、この年齢層の産業別正規雇用者の動向をみると、製造業を中心に増加しており（図10）、女性の正規化の中心である医療・福祉、情報通信業などとは異なることが分かる（図11）。なお、男性55-64歳の正規化の背景には、2013年4月以降、厚生年金における報酬比例部分の支給開始年齢の段階的引き上げ¹に伴い、事業主に対して、高年齢者の雇用確保措置²を講ずることが義務付けられたことがあると考えられる。
4. まとめると、我が国の正規雇用者が2015年以降、感染症の影響にも関わらず増加を続けている背景としては、女性については特に35-54歳の層において正規化が進んでいること、また男性については55-64歳の層において、年金支給開始年齢の引き上げに伴う定年延長や継続雇用といった制度的要因などにより正規化が進んでいることが推察され、男女間で正規化している年齢層および業種が大きく異なることが分かった。なお、2021年4月には20年に改正された高齢者雇用安定法が施行され、事業主に対し新たに70歳までの就労機会の確保が努力義務として課されていることから、男性の正規雇用者については60歳代を中心とする高年齢層の増加ペースが一層加速することが見込まれる。

¹ 改正厚生年金保険法（2012年）に基づき、厚生年金のうち報酬比例部分の支給開始年齢を男性については2013年度から2015年度にかけ、3年毎に1歳ずつ引き上げ、65歳とすることとされた。女性は5年遅れとなる。

² 定年年齢の65歳以上に引き上げ、希望者の65歳までの継続雇用制度の導入、定年制の廃止のいずれか。

図1 雇用者（性別・雇用形態別）

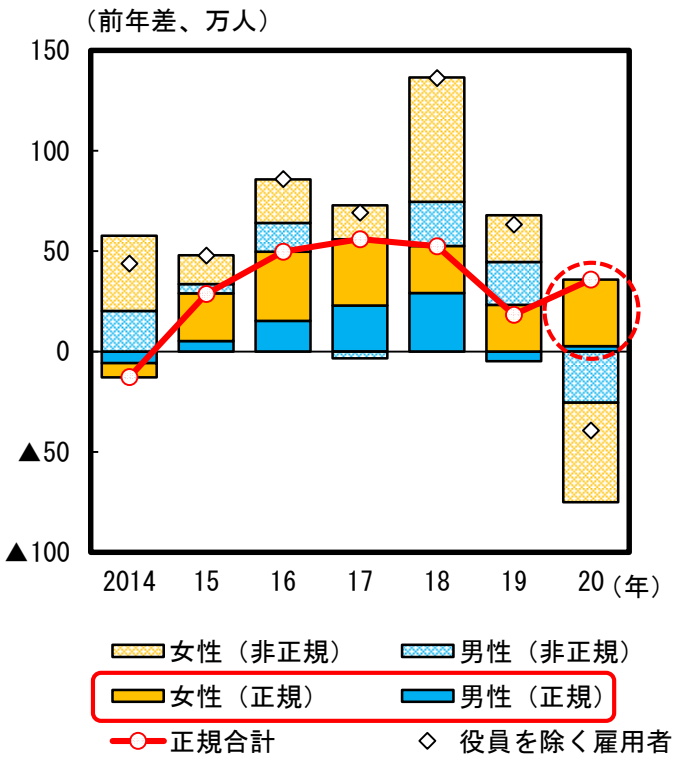


図2 正規雇用者（女性・年齢別）

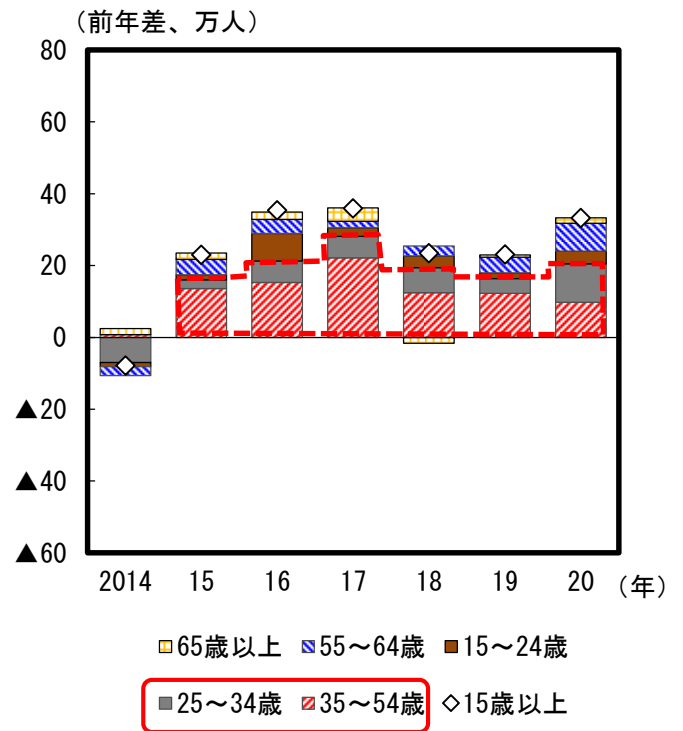


図3 非正規雇用者（女性・年齢別）

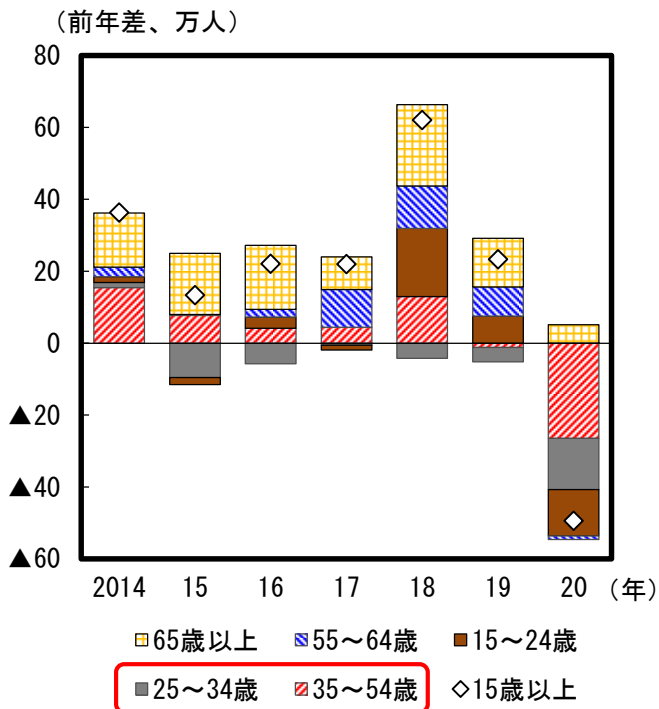
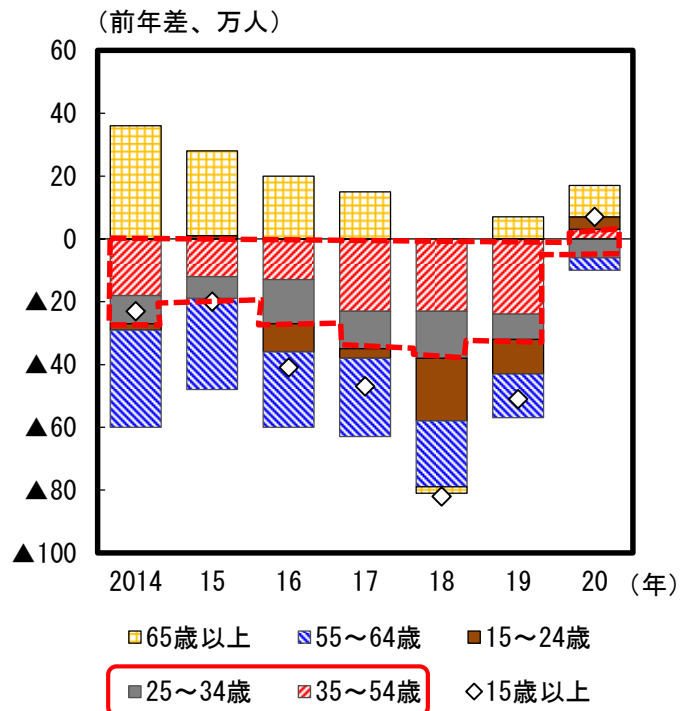
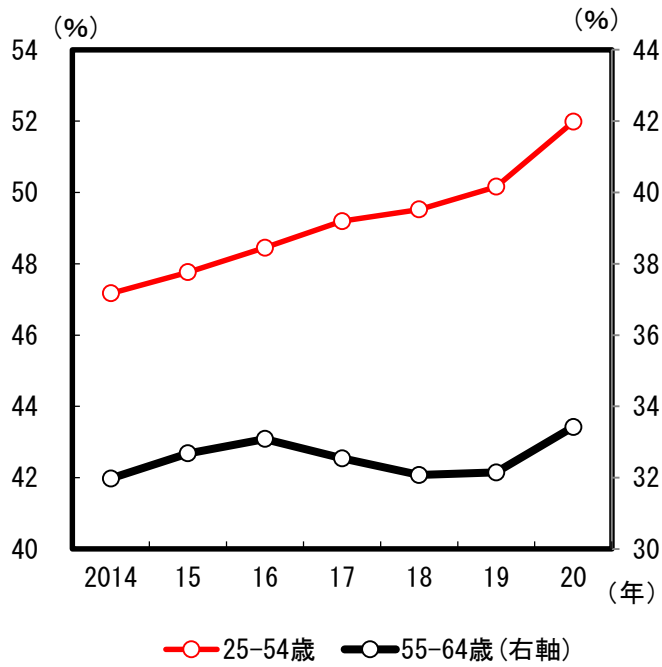


図4 非労働力人口（女性・年齢別）



(備考) 総務省「労働力調査（基本集計）」により作成。

図5 正規雇用者比率（女性）



※正規雇用者比率=正規雇用者/(正規雇用者+非正規雇用者)

図6 正規雇用者（男性・年齢別）

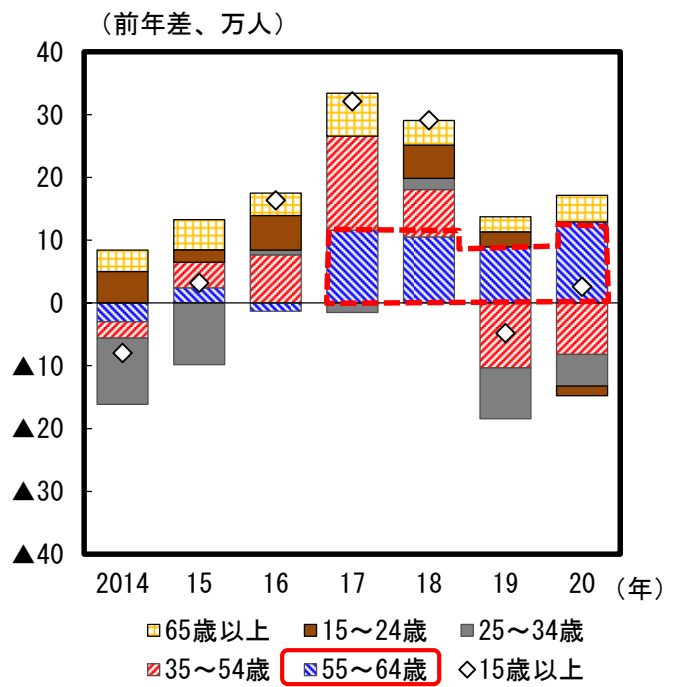


図7 非正規雇用者（男性・年齢別）

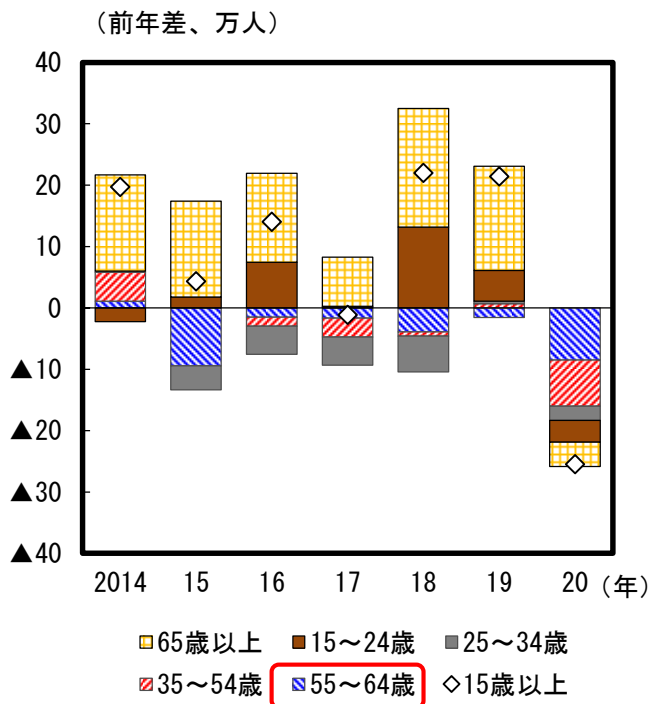
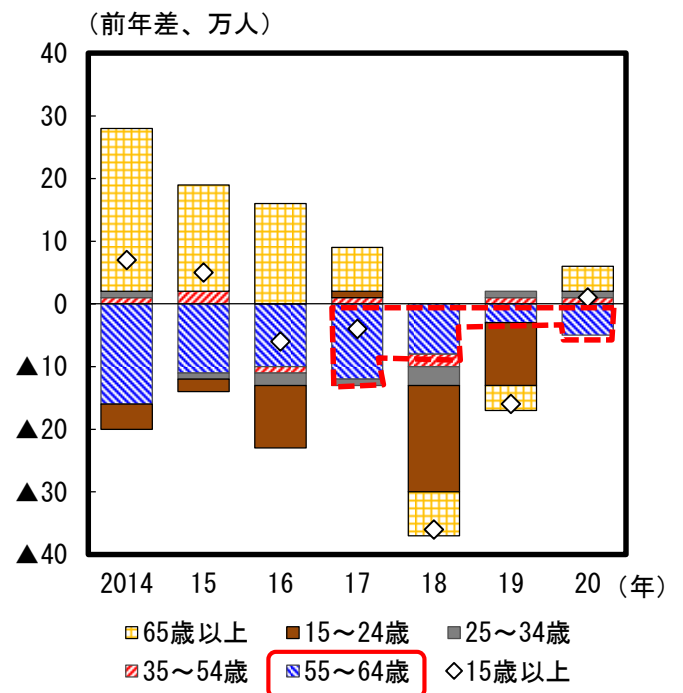
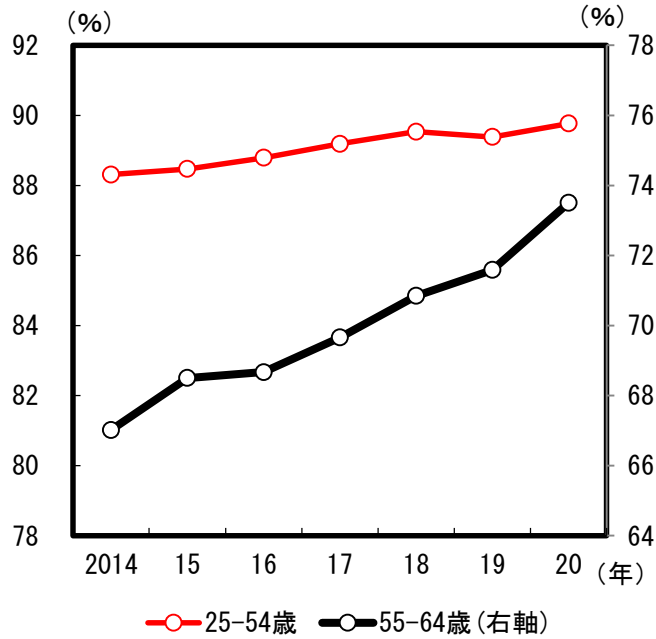


図8 非労働力人口（男性・年齢別）



(備考) 総務省「労働力調査(基本集計)」により作成。

図9 正規雇用者比率（男性）



※正規雇用者比率=正規雇用者/(正規雇用者+非正規雇用者)

図10 正規雇用者（産業別・男性 55-64歳）

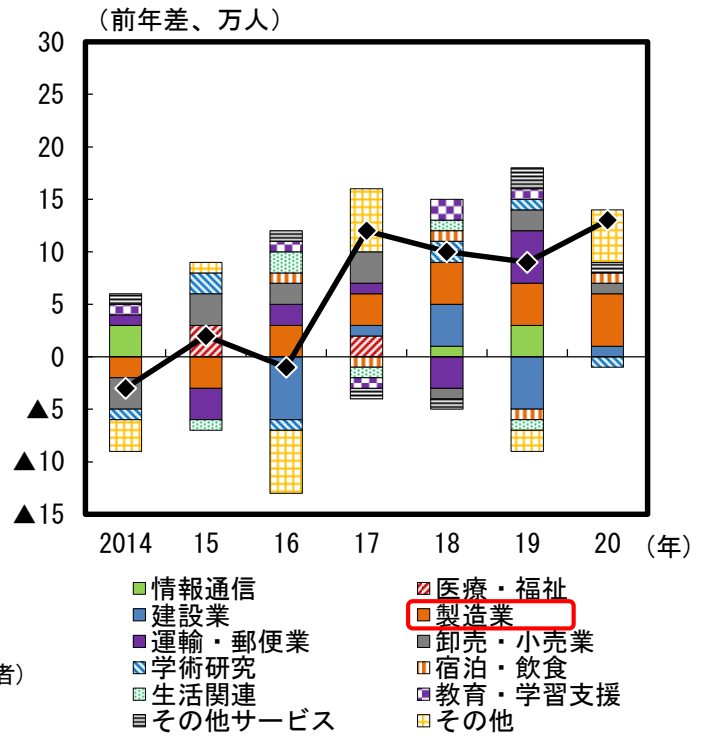
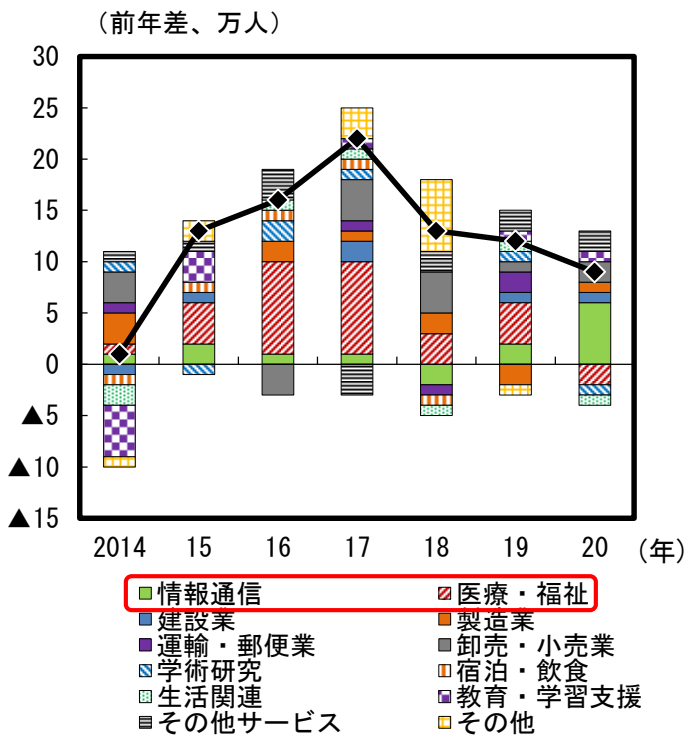
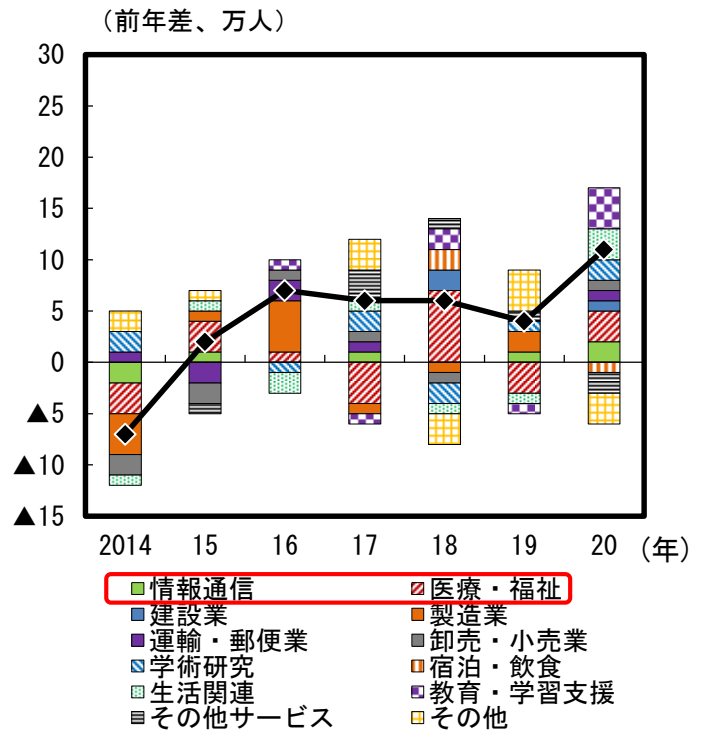


図11 正規雇用者（産業別・女性）

(1) 35-54歳



(2) 25-34歳



(備考) 総務省「労働力調査（基本集計、詳細集計）」により作成。

担当：内閣府 政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（総括担当）付

石田 慎治（直通 03-6257-1568）

本レポートの内容や意見は執筆者個人のものであり、必ずしも内閣府の見解を示すものではない。